

第七十三回
帝國議會
貴族院

國家總動員法案特別委員會議事速記録第一號

付託議案

國家總動員法案

委員氏名

委員長
子爵渡邊 千冬君
副委員長
男爵大井 成元君

公爵島津 忠承君

侯爵四條 隆愛君

侯爵井上 三郎君

伯爵二荒 芳徳君

子爵青木 信光君

子爵曾我 祐邦君

子爵岡部 長景君

大島 健一君

水野鍊太郎君

犬塚勝太郎君

宇佐美勝夫君

男爵紀 俊秀君

伊澤多喜男君

塚本 清治君

山川 端夫君

白根 竹介君

男爵渡邊 汀君

黑崎 定三君

男爵伊江 朝助君

竹越與三郎君

山岡萬之助君

松村 義一君

中村圓一郎君

金杉英五郎君

山隈 康君

昭和十三年三月十七日(木曜日)午後二時

七分開會

○委員長(子爵渡邊千冬君) ソレデハ御推

薦ニ依リマシテ私ガ此ノ席ヲ汚シマス、是

ヨリ國家總動員法案ノ審議ニ入リタイト存

ジマスガ、審議ノ方法ニ付キマシテ一應私

ノ考ヲ申上ゲテ見タイト存ジマスガ、本日

ハ政府ノ説明ヲ聽キマシテ散會ヲ致シマス、

サウシテ本日政府ヨリ配付ニナリマシタ參

考資料等ニ目ヲ通スコトニ致シタイト存ジ

マス、明日ハ兎ニ角一應十時ニ開會致シタ

イト存ジマス、委員ノ方ノ中ニハ一日位研

究スル爲ニ日ヲ置イテ貰ヒタイト云フ御希

望モアリマスケレドモ、段々時日モ切迫シ

テ居リマスカラ兎ニ角明朝十時ニ御參集ヲ

願ヒマシテ、若シ多數ノ方ガ一日是非休會

ヲ致シマシテ明後日カラ續ケテ審議ラシタ

イト云フコトデアリマスレバサウ致シテモ

宜シイデアリマスガ、若シサウデアリマ

セスデシタラバ明日十時カラ質疑ニ入ツタ

ラバ如何カト存ジマス、ソレカラ二十日ト

二十一日ハ日曜、祭日ガ續クノデアリマス

ガ、御迷惑デアリマスガ、二十日ノ日ハ會

議ヲ開クコトニ致シマシテ、二十一日ノ祭

日ハ休ムコトニ一應取決メテ置キマス、審

議ノ模様ニ依ツテ或ハ開會致シテモ宜シイ

ノデアリマスガ、サウ云フ御心組ニ豫メ願ッ

テ置キタイト存ジマス、只今總理大臣ガ御

出席ニナルサウデアリマスカラ、御出席ニ

ナルノヲ待ツテ政府委員ノ説明ヲ煩ハシタ

イト存ジマス、總理大臣ガ出席サレル迄此

ノ儘休憩ヲ致シマス

午後二時十一分休憩

午後二時十四分開會

○委員長(子爵渡邊千冬君) 休憩前ニ引續

イテ會議ヲ開キマス、只今休憩ノ間ニ御相

談ヲ致シマシタ通り、全員悉ク明日ハ資料

等ヲ調査スル爲、休會ノ御希望ガアリマシ

タカラ、左様ニ致シマシテ、此ノ次ノ會議

ハ明後日午前十時カラ開會致シマス

○政府委員(瀧正雄君) 本案提出ノ理由ニ

付キマシテハ、本會議ニ於テ總理大臣ヨリ

御説明ガアリマシタガ、尙私ヨリ此ノ機會

ニ於テ一言御説明申上ゲタイト存ジマス、

戰時ニ際シテ國ノ人的及物的資源ヲ總動員

シテ、單リ軍需ノ充足ニ遺憾ナカラシムル

ニ已マラズ、國民生活ノ確保、其ノ他戰爭

遂行上ニ必要ナル各般ノ國家活動ノ圓滑ヲ

期スルコトハ、長期且大規模ニ互ル現代戰

ニ於テ戰勝ノ目的ヲ達成スル爲、必須ノ要

件デアリマス、是ハ彼ノ歐洲大戰ニ於テ列

國ガ此ノ種ノ準備ガナカッタ爲ニ嘗メタ苦

イ經驗ニ顧ミマシテモ、又大戰後列國ガ此

ノ種ノ法制ノ整備ニ努力シツ、アル事實ニ

徴シマシテモ明カナコトト存ジマス、本案

ハ政府トシテ戰時ニ際シ其ノ必要ニ應ズベ

キ所要ノ措置ヲ敏速ニ講ジ得ベキ根據ヲ規

定シタモノデアリマス、斯クノ如キ政府ノ

權限ノ大綱ハ大體豫定シ得ル次第デアリマ

スカラ、豫メ議會ノ協賛ヲ經テ、之ヲ定メ

テ其ノ範圍内ニ於テ政府ガ臨機ノ處置ヲ講

ジ得ルコトト致スコトガ適當ト考ヘマス、

尙斯クシテ國家總動員ニ關スル國家權力ノ

變動ノ態樣ヲ豫メ國民一般ニ了解セシメ置

クコトハ、總動員準備ノ進捗ニ資スル所以

デアルノミナラス、有事ニ際シ國民ノ自發的

協力ヲ容易ナラシメ法令執行ノ圓滑ヲ期スル上ニ必要デアリマス、殊ニ我が國ハ總動員ノ經驗ニ乏シクアリマスシ、又其ノ資源ノ狀況等ヲ考ヘマシテモ、特ニ立法ノ必要ヲ感ズル次第デアリマス、又本案ニハ平時ニモ適用セラル、規定ガアリマスガ、是等ノ事柄ハ前以テ平時準備ヲ必要トスル事項デアリマスルト同時ニ、戰時ニ際シテモ必要ナリ規定デアリマス、而シテ本案規定ノ各條項ハ相互ニ關聯ヲ有シマスルノデアリマシテ、一貫セル總動員ノ體系ヲ形造ッテ居ル次第デアリマス、尙本法案ノ内容ハ人員、物資施設等各般ノ統制事項ヲ網羅シテ居リマシテ、從ッテ國民生活ニ至大ノ關係ヲ有シテ居リマス、其ノ關係上是ガ運用ニ付テハ其ノ適切ヲ期スルコトガ極メテ肝要デアリマシテ、本法案ニ於テ特ニ審議會ニ關スル規定ヲ設ケマシタノモ此ノ趣旨ニ副ハムガ爲デアリマス、次ニ本案ノ各條ニ互リマシテ其ノ大要ヲ御説明申上ゲマス、第一條乃至第三條ハ總括的ノ規定デゴザイマシテ、第一條ニ於キマシテハ本法ニ謂フ所ノ國家總動員ノ定義ヲ與ヘマシテ、其ノ性質ヲ明白ニ致シタ次第デアリマス、從ッテ本法ノ大部分ノ規定ハ戰時又ハ實質上戰爭ト同視セラルベキ對外事變ノ場合ニ限り發動セラル、モ

ソデアリマシテ、天災地變其ノ他國內騷擾等ノ場合ニ適用セラレナイコトハ固ヨリデアリマス、第二條ハ軍需ノ充足、國民生活ノ確保、其ノ他國防目的達成上重要ナル物資ヲ以テ總動員物資トシ、第三條ト規定致シマシタ總動員業務ト相竝ンデ、本法諸規定發動ノ限界ヲ明カニシタモノデアリマス、第四條乃至第七條ハ主トシテ勞務ノ動員ニ關スル規定デアリマス、第四條及ビ第五條ハ帝國臣民及ビ帝國法人其ノ他ノ團體ガ廣ク國防ノ業務ニ參加協力スベキ義務アルコトヲ明示シタ規定デアリマシテ、第四條ハ軍需工業動員法第八條及ビ第九條ト略、同一ノ趣旨ニ基クモノデアリマス、第六條ハ勞務ノ需給ヲ調整シ、勞働條件ノ適正ヲ圖ル規定デアリマス、第七條ハ勞働爭議ニ關シ、適當ノ措置ヲ講ゼムトスルモノデアリマシテ、固ヨリ我が國ニ於テハ戰爭ノ目的達成ヲ阻害スルガ如キ勞働爭議ハ發生セザルモノト考ヘマスガ、斯カル爭議ノ防止ヲ必要トスルコトハ申ス迄モナイ所デアリマス、第八條乃至第十條ハ物資ノ動員ニ關スル規定デアリマス、第八條ハ總動員物資ノ需給ノ圓滑適正ヲ期スル規定デアリマシテ、軍需工業動員法第六條ト略、同趣旨ノ規定デアリマス、第九條ハ輸出入ノ統制ニ

關スル規定デアリマシテ、輸出ヲ盛ナラシムルト同時ニ、不要不急ノ物資ノ輸入ヲ抑制セムトスルモノデアリマス、本條ハ軍需工業動員法第六條及ビ輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律第一條ト略、同趣旨ノ規定デアリマス、第十條ハ軍需工業動員法第七條ト略、同様デアリマスガ、當ニ軍需ノ充足バカリデナク、民需ノ充足ヲモ顧慮致シマシタ規定デアリマス、尙第八條ノ總動員物資ノ生産、修理、使用等ノ處分、第九條ノ輸出輸入ノ命令、第十條ノ總動員物資ノ使用又ハ收用等ニ依ッテ生ジマシタ損失ニ付キマシテハ補償ノ途ヲ設ケテアリマス、第十一條及ビ第十二條ハ主トシテ資金ノ統制ニ關スル規定デアリマス、第十一條ハ資金需給ノ適合ヲ圖ル規定デアリマシテ、臨時資金調整法第二條及ビ第四條ノ規定ノ趣旨ヲ擴張シタモノデアリマス、即チ資金ノ需要方面ニ於キマシテハ、比較的多額ノ資金ヲ吸收スル會社ニ付、不要不急ノ用途ニ資金ノ流入スルコトヲ制限禁止シ、或ハ必要ナル生産設備ノ擴張、改良、適當ナル減價償却等ニ備ヘシムルヤウ利益金ノ處分其ノ他經理ニ關シ所要ノ命令ヲ爲サムトスルモノデアリマス、又資金ノ供給方面ニ於キマシテハ、銀行其ノ他ノ金融機關ニ付キマシ

テ其ノ資金ノ運用ニ關シ制限ヲ爲シ得ルヤウニ致シタ次第デアリマス、第十二條ハ重要ナル事業ヲ營ム會社ノ中デ戰時急速ニ其ノ設備ノ改良ヲ要スルモノヲシテ、其ノ資金ノ取得ヲ容易ナラシムルタメ、社債ノ募集又ハ資本ノ増加ニ關スル商法ノ制限ヲ、勅令ヲ以テ緩和シ得ル途ヲ設ケタモノデアリマシテ、臨時資金調整法第八條及ビ第九條ト同一ノ趣旨デアリマス、尙此ノ十一條ノ規定ニ依ッテ金融機關ニ關シ、資金ノ融通ヲ命ジ、又ハ有價證券ノ應募、引受若シクハ買入ヲ命ジタ場合ニ於キマシテハ、ソレノ損失補償ノ途ヲ設ケテ居ル次第デアリマス、第十三條乃至第十六條ハ、國家總動員上重要ナル施設其ノ他諸權利ニ關スル規定デアリマス、第十三條ハ戰時ニ於テ主トシテ軍需充足ノ爲必要ナル施設ノ運営ヲ、政府ノ指揮監督ニ服セシメ、又ハ政府ニ於テ是等ノ施設ヲ使用、收用シテ、自ラ之ガ經營ニ當リ、必要ニ應ジテ其ノ從業者ヲ使用セムトスルモノデアリマス、本條ノ施設ノ範圍ハ廣クナッテ居リマスガ、軍需工業動員法第二條第三條及ビ第四條ト略、同趣旨ノ規定デアリマス、第十六條ハ不要不急ト認メラル、事業設備ノ新設擴張等ヲ抑制スルコトヲ主眼トシ、臨時資金調整法第四條

中ニ此ノ規定ト略、同様ノ規定ヲ設ケマシタ
外ニ國家總動員上重要ナル事業ノ擴充ヲ圖
リマスル爲、其ノ設備ノ新設擴張等ヲ命ジ
得ルコトト致シタ次第デアリマス、尙第十三
條ノ規定ニ依リマシテ、工場其ノ他ノ施設、
土地工作物等ヲ管理使用又ハ收用シタ場合
第十四條ノ規定ニ依リマシテ、權利ヲ使用又ハ
收用シタ場合及ビ第十六條ノ規定ニ依リマ
シテ、事業設備ノ新設擴張又ハ改良ヲ命ジ
タ場合ニ於キマシテ、之ニ依ッテ生ジタル損
失ニ付テソレノ補償ノ途ヲ設ケテ居リマ
ス、第十七條及ビ第十八條ハ、總動員ニ關
スル各種事業ノ統制ニ關スル規定デアリマ
ス、第十七條ニ於キマシテハ戰時ニ於ケル
各種ノ事業統制ハ、平時ヨリモ幾分強化ス
ルノ必要アルコトハ已ムヲ得ザル所デアリ
マスガ、成ルベク業者ノ自主的統制ニ俟ツ
ベキコトヲ基調ト致シマシテ、此ノ自主的
統制ヲシテ國家總動員ノ必要ニ即應セシメ
タイト云フ考ヨリ、所要ノ調整ヲ爲シ得ル
規定ヲ設ケタ次第デアリマス、第十八條ハ、
第十七條ノ措置ヨリ一步ヲ進メマシテ、國
家總動員上ノ重要ナル同種又ハ異種ノ事業
ノ事業主ヲシテ組合ヲ結成セシメ、共同購
入、共同輸入、共同販賣等ノコトヲモ遂行
シ得ル如ク致シタノデアリマス、第十九條

ハ價格統制ノ根據ヲ定メタ規定デアリマシ
テ、物資ノ價格、運送賃等ニ付テ暴利ヲ取
締リ、公正ナル價格ヲ保持セシメムトスル
ノ趣旨ニ出デタ規定デアリマス、第二十條
ハ軍事、外交財政、經濟等ノ事項ニ付、新
聞紙其ノ他ノ出版物ノ掲載ヲ制限又ハ禁止
シ得ル途ヲ拓キ、之ニ違反シタ新聞紙其ノ
他ノ出版物ニシテ、國家總動員上支障アル
モノノ發賣及ビ頒布ヲ禁止シ得ルコトト致
シマシテ、戰時ニ際シ其ノ影響ノ大ナルニ
鑑ミ、取締上遺漏ナキコトヲ期シタ次第デ
アリマス、以上第四條ヨリ第二十條ニ至ル
規定ハ申ス迄モナク戰時ノミニ適用セラル
ル規定デアリマスガ、第二十一條乃至第二
十六條ハ戰時急速ニ實施シタダケハ十分
デナイ事項ニ付キマシテ、戰前ヨリ所要ノ
措置ヲ講ズル爲ノ規定デアリマス、第二十
一條ハ平時ヨリ帝國臣民ノ職業能力ニ關シ
テ必要ナル調査ヲ致シマシテ、第四條ニ規
定シテ居リマスル徵用ノ制度ヲ適正且圓滑
ニ實施スル基礎トスルト共ニ、戰時ニ於ケ
ル勞務ノ需給調整ニ備ヘムトスル規定デア
リマス、第二十二條ハ戰時、特ニ不足ヲ豫
想セラレ、且是ガ養成ニハ相當ノ日子ヲ要
スル所ノ各種ノ技能者ノ養成ニ關スル措置
ヲ定メタモノデアリマス、第二十三條ハ戰

時ニ於キマシテ、供給力ノ十分デナイ物資
ニ付キマシテ、其ノ貯藏ヲ圖ル爲、一定ノ
業者ニ對シマシテ、其ノ物資ノ保有ヲ命ゼ
ムトスルモノデアリマス、第二十四條ハ國
家總動員計畫ニ基キマシテ、一定ノ者ヲシ
テ其ノ計畫ヲ設定セシメ、兼テ是ガ演練ヲ
爲サシメムトスルモノデアリマシテ、恰モ
防空法ニ依リ防空計畫ヲ設定セシメ、且防空
演習ヲ行ハシムルト同様、事業主ヲシテ一
定ノ戰時増產計畫ヲ樹テシメ、教育的ニ註
文ヲ發シテ、實際ニ製造セシムルガ如キコ
トヲ豫定シテ居ル次第デアリマス、第二十
五條ハ科學動員ト云フ言葉ノアリマス如ク、
科學研究ガ國防目的ヲ達成スル上ニ於テ、
極メテ重要デアアルノニ鑑ミマシテ、平時ヨ
リ國家總動員上必要ナ試験研究ヲ行ハシメ
ムトスルモノデアリマス、尙第二十二條ノ
規定ニ依ル技能者ノ養成、第二十三條ノ規
定ニ依ル總動員物資ノ保有、又ハ第二十五
條ノ規定ニ依ル試験研究ノ命令ニ付キマシ
テハ、ソレノ損失補償又ハ補助金交付ノ
方法ヲ設ケタノデアリマス、第二十六條ハ
軍需工業動員法第十四條ト同様ニ、國家總動
員上必要ナル事業ノ助成ヲ爲シ得ルコトト
シ、其ノ事業主ニ對シ、總動員實施ノ場合ヲ
考慮シ、所要ノ負擔ヲ課シ得ルコトトナッテ

居リマス、第二十九條ニ於キマシテハ補償
ノ金額及ビ第十五條ノ規定ニ依リ、拂下價格
ノ公正ヲ保障スル爲、總動員補償委員會ト
云フ特別ナ機關ヲ設ケマシテ、其ノ議ヲ經
テ金額ヲ決定スルコトト致シテアリマス、
第三十二條乃至第四十九條ハ處罰ニ關スル
規定デアリマス、本案ガ國防目的ヲ達成致
シマスル爲ニ舉國一致ノ協力ヲ基調ト致シ
マスルコトハ、多言ヲ要セザルコトト考ヘ
マスガ、國家非常ノ秋ニ際シマシテハ、一面
法ノ嚴格ナル遵守ヲ要求セネバナライノ
デアリマシテ、所要ノ罰則ヲ設ケタ次第デ
アリマス、尙國家總動員ノ準備及ビ實施ハ
國防ノ安危ニ拘ハル極メテ重要事デアリマ
スル爲、第四十四條ニ於キマシテ特ニ總動
員業務ニ關スル官廳ノ機密ニ付キマシテ、
是ガ漏洩ヲ防止スル爲、必要ナ規定ヲ設
クルコトト致シテアリマス、第五十條ニ
於キマシテ國家總動員ノ目的ガ、協力一致
ノ實ヲ收ムルニアルコトニ鑑ミマシテ、本
法ノ施行ニ關スル重要事項ニ付、政府ノ諮
問ニ應ズル機關トシテ國家總動員審議會ヲ
設クルコトト致シマシテ、本法運用ニ遺憾
ナキヲ期シタイト考ヘル次第デアリマス、
附則ニ於キマシテハ、本法ノ施行ニ付、諸
般ノ準備ヲ爲ス必要ガアリマスル爲、其ノ

施行ノ期日ヲ勅令ヲ以テ定ムルコト致シ
マシタ外、本法ハ軍需工業動員法ニ代ハル
モノトシテ立案致シマシタ關係上、軍需工
業動員法及ビ昭和十二年法律第八十八號ハ
之ヲ廢止スル旨ヲ明カニ致シマシタ、尙右ノ
昭和十二年法律第八十八號ニ依リマシテ、
軍需工業動員法中ノ戰時ニ關スル規定ガ現
ニ實施セラレテ居リマスル關係上、必要ナ
ル經過規定ヲ設ケテ居リマス、以上本案ノ
大綱ニ付キマシテ御説明申上ゲタ次第デア
リマス

○委員長(子爵渡邊千冬君) ソレデハ本日
ハ此ノ程度ヲ以テ散會致シタイト思ヒマス、
明後日午前十時カラ開會致シマス

午後二時三十九分散會

出席者左ノ如シ

委員長 子爵渡邊 千冬君
副委員長 男爵大井 成元君
委員

公爵島津 忠承君
侯爵四條 隆愛君
侯爵井上 三郎君
伯爵二荒 芳德君
子爵青木 信光君
子爵曾我 祐邦君
子爵岡部 長景君

國務大臣

內閣總理大臣 公爵近衛 文麿君

海軍大臣 米内 光政君
司法大臣 鹽野 季彦君
陸軍大臣 杉山 元君
大藏大臣 賀屋 興宣君
鐵道大臣 中島知久平君
拓務大臣 大谷 尊由君
內務大臣 末次 信正君

政府委員

企畫院總裁 瀧 正雄君
企畫院次長 青木 一男君
企畫院部長 植村甲午郎君
同 横山 勇君
企畫院書記官 内田源兵衛君
陸軍政務次官 加藤久米四郎君
陸軍中將 山脇 正隆君
海軍參與官 岸田 正記君
文部政務次官 内ヶ崎作三郎君
文部參與官 池崎 忠孝君
文部省專門 學務局長 男爵山川 建君
教學局部長 阿原 謙藏君
拓務參與官 伊禮 肇君